

○ 航空機を電子機器から発射される電波に対する耐性ごとに表1に示すとおり4つに区分
 ○ 電波に対する航空機の耐性に応じ使用制限する電子機器の品目と使用制限時間帯を表2に示すとおり規定

【表1】 航空機区分	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ
通信等に必要電波に対する耐性	有	無	有	無
微弱な不要電波に対する耐性	有	有	無	無

「無」には、電波に対する耐性の評価を実施していないものを含む。

【表2】		現行	見直し内容 (平成26年9月1日～)		
電子機器		全ての航空機	区分一 (タイプⅠ)	区分二 (タイプⅡ)	区分三(タイプⅢ/Ⅳ)
				「例」B787,B777,A380,A320,CRJ100/200,B767(一部を除く),B737(一部を除く)等	「例」 SAAB340B,DHC8-Q300/100,B767(一部)、B737(一部)等
①作動時に通信用の電波を発射する電子機器	携帯電話【通常モード】、トランシーバー、無線操縦玩具、無線式マイク等	×	×※	×※	×※
	携帯電話【機内モードでBluetoothに接続】、機内の電子機器同士で無線通信を行うもの、無線式ヘッドホン、無線式マウス等	×	○	×※	×※
	携帯電話 ^{注)} 、携帯情報端末 ^{注)} 、パソコン ^{注)} 等 注) 機内モードで機内無線LANシステムに接続	△	○	該当なし (航空機の耐性上、タイプⅡ・Ⅲ・Ⅳの航空機には機内無線LANシステムが装備できないため)	
②作動時に通信用の電波を発射しない電子機器 携帯電話【機内モード】、デジタルカメラ、DVDプレーヤー等		△	○	○	△※

(注1) ○：使用制限無し △：上空を飛行中を除き、ドアクローズからドアオープンまで使用禁止
 ×：ドアクローズからドアオープンまで使用禁止 ※：着陸の後、滑走路を離脱し誘導路に入った時から使用可能

(注2) 電子機器利用の際には、**周囲の旅客に対して迷惑を及ぼさないよう、ご配慮願います。**

(注3) **同じ型式の航空機**であっても**使用可能な電子機器が異なる**ことがあるため、ご搭乗の航空会社にお問い合わせ下さい。